

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	まつどの魅力発信課

契約業者名・住所	株式会社W o r k t h y ・福岡県福岡市中央区赤坂 1-16-5 読売九州ビル 5F
工事等の名称	自治体マイページの利用契約（オンラインワンストップ）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	システム利用契約
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	寄附者向けマイページ月額利用料 10,000円／月（税抜） オンラインワンストップ利用料 150円／件（税抜）
工事等の概要	松戸市ふるさと納税記念品贈呈事業の実施にあたり、寄附者の利便性向上のため、自治体マイページ及びオンラインワンストップ申請を行えるようにするもの
随意契約の理由	ふるさと納税制度（寄附）は、納税者が生まれ故郷や応援したい自治体へ税制を通じて貢献する制度として国により導入された制度である。 ふるさと納税の寄附の受入にあたっては、寄附者の利便性向上を図ることが有効とされている。 本市においては平成28年6月から「ふるさとチョイス」、令和3年8月から「楽天ふるさと納税」、令和7年7月から「ふるなび」、令和7年12月から「さとふる」のふるさと納税ポータルサイトを利用している。 自治体統合マイページ及びオンラインワンストップを利用した場合、 ①「寄附状況の管理」 ②「お礼品の配送管理」 ③「寄付金受領書のDL」

- | | |
|--|---|
| | <p>④「寄付金受領書の再発行依頼」
⑤「ワンストップ特例の受付状況確認」
⑥「オンラインでのワンストップ特例申請」
⑦「問合せ機能」</p> |
|--|---|

以上の7つの機能を利用できるようになり、寄附者の利便性を大きく向上させることができる。
またサービスの利用は拡大しており、昨年度は自治体統合マイページを 1315 自治体、オンラインワンストップサービスは 1259 自治体が利用している。

なお、本サービスはふるさと納税一括代行事業委託先である株式会社フューチャーリンクネットワークも使用しているシステムであり、同社との使用契約を結ぶ必要がある。

については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号並びに松戸市財務規則第 138 条の 1 号を適用し、随意契約とするものである。